

⑨雇用保険

(日雇労働被保険者手帳)



手帳の交付を受けましょう

日雇で働き、手帳交付の手続きをする時は、住民票記載事項証明書(大阪市は無料で発行)などと印かん(スタンプ印不可)が必要です。

くわしくは、公共職業安定所でお問い合わせください。

※あいりん労働公共職業安定所の管轄地域は、西成区、住吉区、住之江区、阿倍野区、平野区、東住吉区と浪速区のうち恵美須西です。

【受付時間】 (あいりん労働公共職業安定所)

新規相談は、月曜日～金曜日の午後1時～5時15分です。

(土・日・祝日・年末年始は休み)

※新規手帳交付には、複数回の来所が必要となります。

保険料

雇用保険料は「一般保険料」と「印紙保険料」を納付します。事業所より適正に徴収されているか確認しましょう。

例えば、賃金日額が11,300円の場合は、1日の保険料の合計は167円です。

〈一般保険料(79円) + 印紙保険料(88円) = 167円〉

労働者の負担額

賃金額	一般保険料	印紙保険料	合計
8,000円	56円	48円	104円
9,000円	63円	73円	136円
10,000円	70円	73円	143円
11,000円	77円	73円	150円
12,000円	84円	88円	172円
15,000円	105円	88円	193円

一般保険料の負担割合は、建設業の場合、事業主負担分が千分の11.5、労働者負担分が千分の7です。

印紙保険料は折半です。

※保険料は変更される場合があります。

印紙の等級と金額

賃金日額	等級	金額
11,300円以上	1級	176円
8,200円～11,299円	2級	146円
8,199円以下	3級	96円

アブレたときの給付金（日雇労働求職者給付金）

◎手当の等級と日額

アブレ手当をもらおうとする月の前2ヶ月間に、26枚以上の印紙が貼られている必要があります。

等級	給付金の日額	前2ヶ月の印紙の枚数 (総枚数26枚以上の内)
1級	7,500円	1級印紙が24枚以上の場合
2級	6,200円	1級から順に選んだ24枚分の印紙保険料の平均額が、2級印紙保険料の日額（146円）以上の場合
3級	4,100円	その他の場合

◎手当の日数

前2ヶ月の印紙貼付枚数が31枚までが13日間、以下、枚数に応じて下の表の通りとなります。

前2ヶ月の 印紙枚数	26枚～31枚まで	13日
	32枚～35枚まで	14日
	36枚～39枚まで	15日
	40枚～43枚まで	16日
	44枚以上	17日

**就労した日は必ず印紙をはってもらいましょう。
土・日・休祝日に働いた場合もはってもらいましょう。**

雇用保険のくわしいことは、あいりん労働公共職業安定所へお問い合わせください。 (☎ 06-6649-1491)